- 5 指定の場所以外で喫煙しないこと。
- 6 満20才未満の者の飲酒、喫煙は法により禁じられている。

#### (定期健康診断)

- 第16条 学生は学校保健安全法(昭和33年法律第56号)により、毎年本学で行う健康診断を必ず受けなければならない。
  - 2 疾病その他正当の理由により前項の健康診断を受けることができないときは、その事由を付して学務部学生支援担当に届け出なければならない。

#### (学園の秩序維持)

第17条 学生は学園にふさわしい環境を整えることに協力し、学園の秩序を乱すような行動をしては ならない。

## (事故発生時)

第18条 火災、盗難には特に注意し、事故発生の際は事務部に急報するとともに消火、防止に努めること。

附則の一部を省略している。

附 則 この心得は、平成30年4月1日より施行する。

# 7.5 八戸工業大学履修規程

制定 平成14年2月21日 教授会改正 令和2年2月28日 教授会

## (趣旨)

第1条 この規程は、八戸工業大学学則に規定するものの他、授業科目の履修について必要な事項を 定める。

#### (履修年次等)

- 第2条 授業科目(以下「科目」という。)の履修年次等は、学則別表第1に定めるとおりとする。
  - 2 次のとおり履修上のコースを定める。各コースの履修科目等は別表3に定めるとおりとする。

学部	学科	コース	
工学部	機械工学科	機械工学コース 機械工学総合コース 自動車工学コース	
工学部	土木建築工学科	土木工学コース 建築工学コース	
工学部	機械工学科 電気電子工学科 システム情報工学科 生命環境科学科 土木建築工学科	原子力工学副コース	
工学部	生命環境科学科	海洋学(海洋生態)副コース	
工学部	土木建築工学科	海洋学(海洋土木)副コース	
工学部	機械工学科 電気電子工学科 システム情報工学科 生命環境科学科 土木建築工学科	特別養成コース スーパーエンジニア養成コース	
感性デザイン学部	創生デザイン学科	特別養成コース 地域活性化リーダー養成コース	

# (履修登録と履修)

第3条 科目の履修にあたっては、当該年度に履修しようとする全科目について履修登録を行わなけ

ればならない。

- 2 履修登録の時期は、学年の初めとし、所定の期間をすぎての履修登録は原則として認めない。
- 3 履修登録しない科目は、受講しても単位は与えない。
- 4 上位学年次に配置される科目は、履修登録することはできない。ただし、科目担当教員の判断により、留年した学生に限り履修登録を認める場合がある。
- 5 第8条第4項の受講免除科目を除き、同一時限に行われる科目を2科目以上重複して履修登録することはできない。
- 6 履修登録の有効期限は、当該年度限りとする。
- 7 欠席した授業については、学生自身が自学自習によって補うことを原則とする。ただし、科 目担当教員の判断により、課題・補習等を課す場合がある。

## (履修登録の修正)

第4条 履修登録科目の修正は、各学期の所定の期間において行うことができる。

#### (履修登録単位数の上限)

- 第5条 当該年度において履修登録することができる単位数の上限は、前期開講科目24単位以内、後期開講科目24単位以内、かつ年間合計40単位までとする。
  - 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は履修登録単位数の上限を超えて登録することができる。
    - 一 前学年の年度 GPA が2.8以上の学生は、前期開講科目28単位以内、後期開講科目28単位 以内、かつ年間合計44単位まで履修登録できる。
    - 二 学科長が特に必要と認める学生にあっては、履修登録単位数の上限を超えて登録することができる。
  - 3 通年開講科目の履修登録単位数は、その2分の1をそれぞれ各学期の履修単位に算入するものとする。
  - 4 次の各号の科目の単位は、履修登録することができる単位数の上限には含まれない。
    - ー キャリアデザイン I、キャリアデザイン II、キャリアデザイン III
    - 二 集中講義科目
    - 三 進級要件・卒業要件に算入されない科目 (教職関連科目、リメディアル科目等)
    - 四 学則別表第1に定める特別専攻科目
    - 五 受講免除科目
    - 六 認定科目

#### (履修の制限)

- 第6条 授業内容、施設等の状況、習熟度によって、履修を制限することがある。
  - 2 第2条第2項に定める履修上のコースによっては、コース対象学科以外の学生の履修を制限することがある。

#### (成績の評価と単位の修得)

第7条 成績の評価は科目担当教員が行い、評価は次のとおりとする。

評価	評価の点数	合否
S	90点以上~100点	
A	80点以上~ 90点未満	合格
В	70点以上~ 80点未満	台 恰
С	60点以上~ 70点未満	
D	60点未満	不合格

2 単位の修得は、上表の合格の場合に認定される。ただし、学費等の未納期間の単位は認定されない。

#### (再履修登録)

第8条 単位が認定されなかった科目(以下「再履修科目」という。)は次の年度以降に履修するこ

とができる。

- 2 必修科目を指定の年次に修得できなかったときは、その科目を他に優先して履修しなければならない。
- 3 単位が認定された科目は、再び履修登録することができない。
- 4 再履修科目の履修登録にあたり、科目担当教員が認めた場合は、受講を免除することがある。

#### (他学部・他学科科目の履修)

第9条 所属学科以外の科目(講義科目)を履修したいときは、所定の手続きを経て20単位を限度と して進級要件、卒業要件の選択科目の単位として修得することができる。

#### (単位互換科目の履修)

第10条 単位互換協定を締結した他大学において開講される科目を履修したいときは、所定の手続き を経て30単位を限度として進級要件、卒業要件の選択科目の単位として修得することができ る。ただし、1 学年の履修は認めない。

#### (成績の通知)

- 第11条 成績は、所定の学業成績通知書をもって本人および保護者に通知する。
  - 2 学業成績通知書には、評価をS、A、B、C、Dで記載し、あわせてGPA (Grade Point Average) を記載する。
  - 3 GPAの取り扱いについては別に定める。

## (定期試験)

- 第12条 定期試験は年2回各学期末の一定期間に行う。
  - 2 試験の時間割は試験実施の2週間前に公表する。
  - 3 試験は原則として筆答によるが、平常の成績のほか、レポート、口答および実技をもって試験に代えることができる。

#### (追試験)

- 第13条 学生に病気、その他やむを得ぬ事情が生じて、定期試験を受けられないときは追試験の機会を与える。
  - 2 追試験受験の可否の判定は学生の願い出(医師の診断書、保証人の証明書など添付)にもと づき科目担当教員が行う。
  - 3 追試験を受けようとする者は、追試験時までに追試験受験手続きを行わなければならない。 追試験料は別表2のとおりとする。

#### (再試験)

- 第14条 定期試験、追試験に合格できなかった者に対して、再試験の機会を与えることがある。
  - 2 再試験の受験資格は、科目担当教員の認定による。
  - 3 再試験を受けようとする者は、再試験時までに再試験受験手続きを行わなければならない。 再試験料は別表2のとおりとする。
  - 4 再試験の成績は、定期試験と同等またはそれ以上の基準で評価する。

#### (受験資格)

- 第15条 定期試験の受験資格は次の要件を満した者に与える。
  - 一 当該科目の履修登録をしていること。
  - 二 原則として、出席時数が授業時数の3分の2以上であること。ただし、実験、実習、演習および実技科目については、これ以上の出席時数を必要とする場合がある。
  - 三 教授会において特に失格条件がないことを認められていること。ただし、二の号に関して考慮すべき事情のある学生は科目担当教員に届け出て、科目担当教員が受験資格の有無を判定する。

## (進級要件)

第16条 各学年において上位の学年に進級するためには、別表1の要件を満たしていなければならない。 (受験の心得)

第17条 学生は学生証を持参し、指示する座席につき厳正に受験しなければならない。なお、学生証

を携帯していない場合は、受験票 (学生証不携帯) の交付を受けて受験しなければならない。 受験票 (学生証不携帯) の交付手数料は別表 2 のとおりとする。

- 2 原則として、試験開始20分後の入場を認めない。また、試験開始後30分以上経過するまで退場を認めない。
- 3 試験は監督教員の指示で行われる。試験に際し、不正行為を行った学生には学則第57条により懲戒を行う。かつ、その学期に受験した科目はすべて零点とする。
- 4 実験、実習、製図および実技科目については、開講学年において単位を修得することを原則とし、修得できない場合は以後の履修科目を制限することがある。

#### (規程の改廃)

第18条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附則の一部を省略している。

## 附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 別表3については、平成29年度以前に入学した学生については従前の規定を適用する。
- 3 ロボット工学プログラムは、令和2年度入学生より適用する。

# 別表 1 進級要件

平成30年度入学生より適用

学部	学 科	学年	修得 単位数	必修 単位数	その他要件
工学部	機械工学科	1 学年	25	7	
		2 学年	60	22	
		3学年	95	40	
		1学年	28	12	
		2学年	60	34	
	電気電子工学科	3学年	97	50	・電気電子工学入門と電気電子工学概論を修得のこと ・物理学実験と化学実験のいずれかを修得のこと ・基幹科目16単位中12単位以上修得のこと 基幹科目 電磁気学 I、II 電磁気学演習 I、II 電気回路 I、II 電気回路演習 I、II 電気回路演習 I、II
	システム情報 工学科	1 学年	25	10	
		2学年	60	25	
		3学年	100	35	・情報工学基礎実験Ⅰ・Ⅱを修得のこと
	生命環境科学科	1 学年	25	12	
		2学年	60	30	
		3 学年	100	47	<ul><li>・生命環境科学基礎実験、生命環境科学実験Ⅰ・Ⅱを修得のこと</li></ul>
	土木建築工学科	1 学年	25	10	
		2学年	60	20	
		3学年	100	30	
感性デザイン 学部	創生デザイン 学科	1学年	28	12	
		2学年	60	12	
		3学年	98	14	

注1:上表の所属している学科・学年に定める「修得単位数」および「必修単位数」以上を修得し、 かつ「その他要件」科目を修得すること。

別表 2 試験料および受験票(学生証不携帯)交付手数料

追 試 験	1科目につき	500円
再 試 験	1科目につき	1,500円
受験票 (学生証不携帯)	当日限り	300円